

近鉄結崎駅周辺まちづくり懇談会設置規約

（設置）

第1条 川西町の表玄関駅である近鉄結崎駅の利便性及び魅力の向上をハード・ソフトの両面から総合的に推進できるよう、近鉄結崎駅周辺の整備に関して必要となる事項を協議する近鉄結崎駅周辺まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（事務局）

第2条 懇談会の事務を処理するため、まちづくり推進課内に事務局を置く。

（協議事項等）

第3条 懇談会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）整備計画の作成及び変更に関すること。
- （2）懇談会の運営に関すること。
- （3）その他懇談会が必要と認めるもの。

（組織）

第4条 懇談会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 懇談会に次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 3人以内

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、1年とする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の運営等）

第7条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者の氏名等を報告すること

により、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。

- 4 懇談会の決議の方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第8条 懇談会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

（報酬）

第9条 委員及び役員の報酬は、これを支給しない。

（委任）

第10条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成26年3月31日限り効力を失う。

(参 考)

近鉄結崎駅周辺まちづくり懇談会委員名簿

	氏 名	関連団体自治会関係者等	役職名
1	吉村 勝	出屋敷自治会長（下出屋敷会長）	会長
2	森川 英司	出屋敷自治会（下出屋敷役員）	副会長
3	玉井 治之	結崎団地自治会長	副会長
4	松原 登代太郎	東城自治会長	副会長
5	吉村 利一	出屋敷自治会（下出屋敷副会長）	
6	吉村 雅夫	出屋敷自治会（下出屋敷副会長）	
7	森嶋 恵司	出屋敷自治会（下出屋敷会計）	
8	仲島 政夫	出屋敷自治会（下出屋敷役員）	
9	吉村 勝人	出屋敷自治会（下出屋敷役員）	
10	大野 安継	出屋敷自治会（下出屋敷役員）	
11	吉川 健二	出屋敷自治会（下出屋敷役員）	
12	岡嶋 利樹	出屋敷自治会（下出屋敷役員）	
13	松村 定則	出屋敷自治会（上出屋敷会長）	
14	杉井 成行	出屋敷結盛会会長（周辺地区町議会議員）	
15	東 律	出屋敷自治会（東荘苑会長）	
16	白石 博	出屋敷自治会（二の塚会長）	
17	堀 格	結崎団地自治会（周辺地区町議会議員）	
18	伊藤 彰夫	結崎団地自治会（周辺地区町議会議員）	
19	松波 芳子	サークルお花畑代表	